

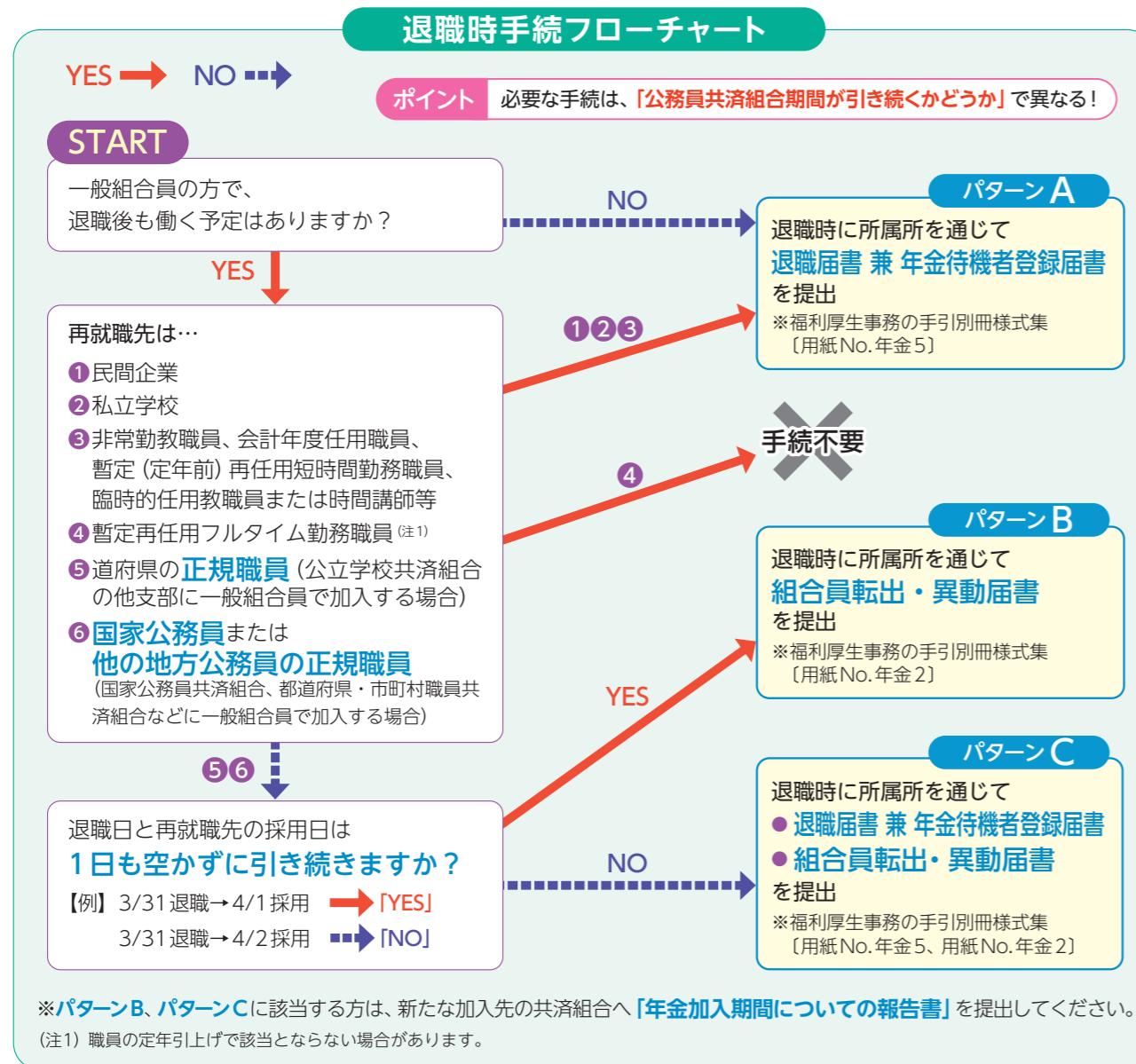
# 今年度末に退職する一般組合員の年金関係手続

※短期組合員については、公立学校共済組合東京支部への年金関係手続は対象外です。

## 64歳以下で退職する組合員

今年度末の年齢が64歳以下（生年月日が昭和36年4月2日以降）で退職する一般組合員の方は、資格喪失手続の際に「**退職届書**兼**年金待機者登録届書**」「**組合員転出・異動届書**」の提出が必要です。

下記のフローチャートでご自分に必要な手続をご確認いただき、所属所を通じて提出してください。



## ねんきん基礎知識

### 「組合員転出・異動届書」って何のために出すの？

公務員の年金は、すべての加入期間を合算して、最後に所属した共済組合で決定・支給します。そのため、公務員として他の共済組合で再就職した場合、前に所属した共済組合から後に所属した共済組合へ加入期間や給料記録等の情報を引き継ぐ必要があります。

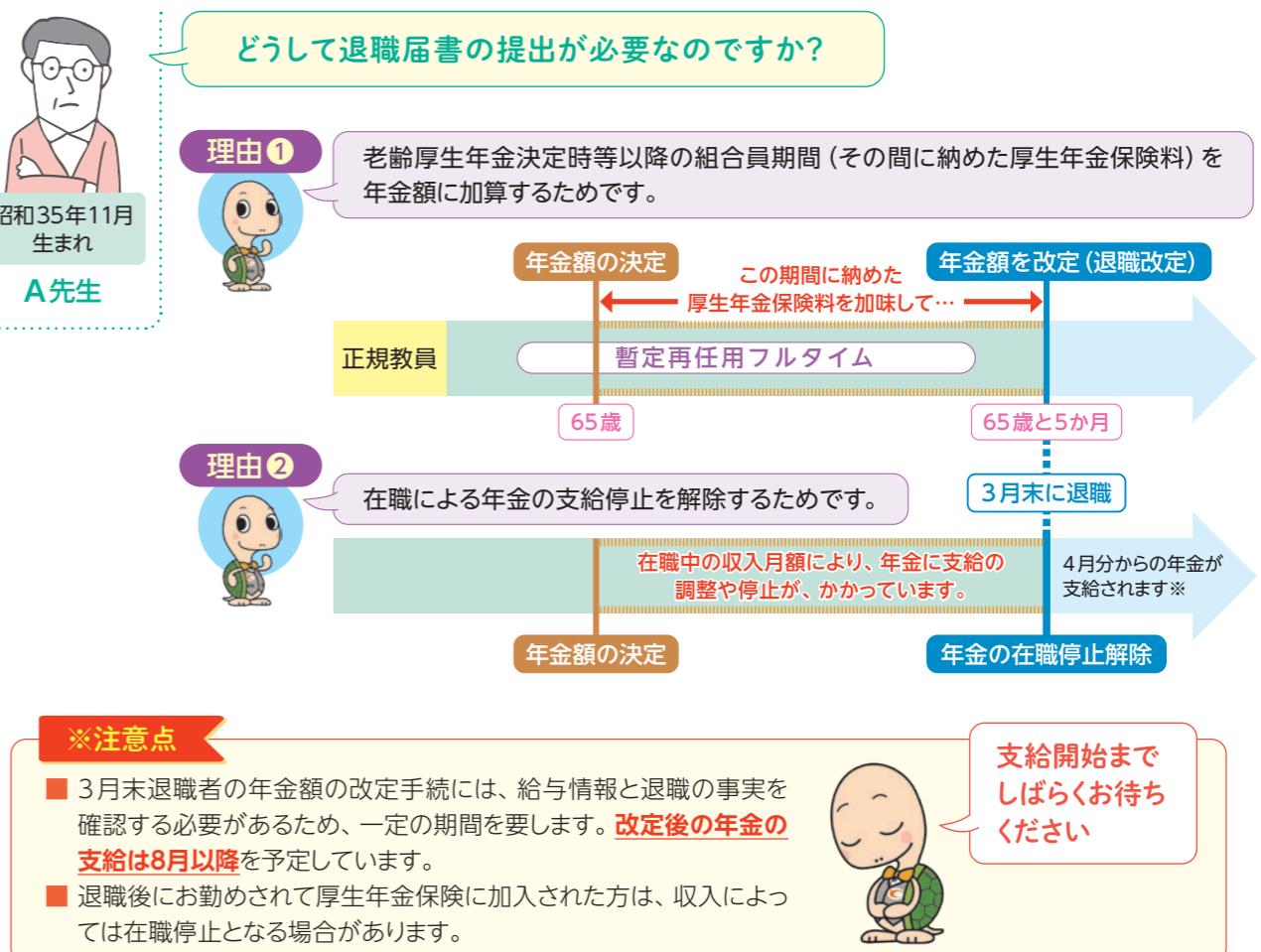
「組合員転出・異動届書」は再就職後の共済組合を把握する大切な情報源となりますので、忘れずに提出をお願いします。



## 65歳以上で退職する組合員

今年度末の年齢が65歳以上（生年月日が昭和36年4月1日以前）で退職する方は、在職中に老齢厚生年金の受給権が発生し、請求手続を取ることで年金が決定します。年金決定から退職までの期間を年金額に反映し、在職中の年金の支給停止を解除するために公立学校共済組合東京支部から送付される**退職届書（共済組合提出用）等の書類**の提出が必要です。

なお、令和4年度からは在職中であっても毎年10月に年金が改定（在職定期改定）されていますが、在職定期改定から退職までの期間を年金額に反映し、在職中の年金の支給停止を解除するため**退職届書（共済組合提出用）等の書類**の提出が必要です。



## 退職届書（共済組合提出用）等の書類の送付について

<b>対象者</b>	65歳以上で資格喪失される方	① 3月末に退職する場合	令和8年2月中旬までに所属所宛てに退職届書（共済組合提出用）等の書類を送付します。退職予定の方で、令和8年2月27日（金）を過ぎても退職届書（共済組合提出用）等の書類が届かない場合はご連絡ください。
		② 3月末以外に退職する場合	退職届書（共済組合提出用）等の書類を送付しますので下記問合せ先までご連絡ください。

**提出先** 公立学校共済組合東京支部

問合せ先 給付貸付課年金担当 | ☎ 03-5320-6828